

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項 1に定める専 決事項	備考	
				局長	部長	第一類 事業所 長	課長 第二類 事業所 長	課内 室長	担当 課長			主査
経済部	産業支援課	経済振興班	(1) 商店街振興組合法第36条第1項、第62条第2項及び第73条第3項の規定による組合の設立、組合の定款変更及び組合の合併の認可		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(2) 商店街振興組合法第45条、第72条第2項及び第82条の規定による役員変更の届出、組合の解散の届出及び決算関係書類の届出の受理				○				(7)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(3) 商店街振興組合法第55条第5項及び第59条の規定による臨時総会の招集の承認		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(4) 商店街振興組合法第81条第2項の規定による組合の業務及び会計状況の検査		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(5) 商店街振興組合法第83条の規定による報告の徴収		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(6) 商店街振興組合法第84条及び第85条の規定による組合の検査及び措置		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(7) 商店街振興組合法第86条の規定による組合の解散命令		○						(6)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(8) 商店街振興組合法第87条第1項の規定による解散命令に代わる措置		○						(6)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(9) 商工会議所法第46条第5項及び第57条に基づく商工会議所の定款変更の届出(一部)、事業状況等の報告の受理				○				(7)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(10) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条に基づく全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(11) 大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)第5条第1項、第6条第1項、第2項及び第5項、第8条第7項、第9条第4項並びに第11条第3項の規定による大規模小売店舗の新設、変更等の届出及び通知の受理				○				(7)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(12) 大店立地法第7条第3項の規定による説明会の日時及び場所に関する意見				○				(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(13) 大店立地法第8条第4項の規定による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見		○						(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(14) 大店立地法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告		○						(6)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(15) 大店立地法第9条第7項の規定による勧告に従わない場合の公表	○							(6)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(16) 大店立地法第14条の規定による大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者に対する報告の徴収				○				(7)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(17) 大規模小売店舗立地法施行規則(以下「大店立地法規則」という。)第8条の規定による軽微な変更の承認				○				(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(18) 大店立地法規則第11条第1項の規定による説明会の開催回数等の指定				○				(6)	

経済部	産業支援課	経済振興班	(19) 大店立地法規則第11条第2項の規定による説明会を開催する必要があることの承認					○				(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(20) 大店立地法規則第12条第3号の規定による説明会の開催の公告方法の承認					○				(5)	
経済部	産業支援課	経済振興班	(21) 大店立地法規則第13条第1項の規定による説明会を開催することができないことの承認					○				(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(1) 工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項及び第13条第3項の規定による特定工場の届出の受理					○				(7)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(2) 工場立地法第9条第1項及び第2項の規定による勧告				○					(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(3) 工場立地法第10条第1項の規定による変更命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(4) 工場立地法第11条第2項の規定による実施制限の期間短縮					○				(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(5) 採石法第三十三条の規定による採取計画の認可				○					(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(6) 採石法第三十三条の五第一項の規定による採取計画の変更の認可				○					(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(7) 採石法第三十三条の九の規定による採取計画の変更命令				○					(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(8) 採石法第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し及び岩石採取の停止	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(9) 採石法第三十三条の十三第一項の規定による緊急措置命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(10) 採石法第三十三条の十三第二項の規定による災害防止のための措置命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(11) 採石法第三十三条の十七の規定による災害防止命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(12) 採石法第四十二条の二の規定による協議				○					(7)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(13) 砂利採取法第十六条の規定による採取計画の認可				○					(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(14) 砂利採取法第二十条第一項の規定による採取計画の変更の認可				○					(5)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(15) 砂利採取法第二十二条の規定による採取計画の変更命令				○					(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(16) 砂利採取法第二十三条第一項の規定による緊急措置命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(17) 砂利採取法第二十三条第二項の規定による災害防止のための措置命令	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(18) 砂利採取法第二十六条の規定による採取計画の認可の取消し及び砂利採取の停止	○								(6)	
経済部	企業立地課	産業用地整備班	(19) 砂利採取法第四十三条の規定による協議				○					(7)	
経済部	地方卸売市場	管理班	(1) 千葉市地方卸売市場業務条例(以下「業務条例」という。)第72条第2項の規定による退去命令				○					(6)	
経済部	地方卸売市場	管理班	(2) 業務条例第73条の規定による市場の出入、市場施設の使用等の指示及び禁止				○					(6)	
経済部	地方卸売市場	管理班	(3) 業務条例第74条第2項の規定による入場の制限その他必要な措置				○					(6)	
経済部	地方卸売市場	管理班	(4) 千葉市地方卸売市場業務条例施行規則(以下「業務条例施行規則」という。)第79条第1項の規定による保健衛生等の措置の命令					○				(6)	

経済部	地方卸売市場	業務班	(5) 業務条例第7条第1項の規定による卸売業者の許可		○						(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(6) 業務条例第11条第1項(第22条第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定による期間の指定				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(7) 業務条例第14条第1項の規定による卸売業者の許可の取り消し	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(8) 業務条例第17条第1項に規定するせり人の登録				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(9) 業務条例第19条第1項及び第2項の規定によるせり人の登録の消除		○						(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(10) 業務条例第19条第3項の規定によるせり人の登録の消除				○				(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(11) 業務条例第20条第1項の規定による仲卸業務の許可		○						(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(12) 業務条例第23条第1項及び第2項の規定による仲卸業務の許可の取消し	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(13) 業務条例第24条、第25条、第27条、第35条、第40条第3項、41条第3項、第47条第5項、第51条並びに第53条第3項、第56条の規定による届出、提出及び報告の受理				○				(7)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(14) 業務条例第26条第1項に規定する売買参加者の承認		○						(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(15) 業務条例第28条の規定による売買参加者の承認の取消し	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(16) 業務条例第29条第1項の規定による関連業務の許可		○						(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(17) 業務条例第33条の規定による関連業務の許可の取消し	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(18) 業務条例第34条第1項及び第2項の規定による関連事業者に対する指示等及び業務の報告等の要求				○				(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(19) 業務条例第37条第2項及び第3項の規定による相対取引の承認及び卸売方法の指示				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(20) 業務条例第40条第1項第1号の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の許可				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(21) 業務条例第41条第1項第1号及び第2号の規定による卸売の場所の指定及び卸売の承認				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(22) 業務条例第41条第1項第3号及び第8項の規定による電子情報処理組織を使用する卸売及びその変更の承認				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(23) 業務条例第44条第1項に規定する受託契約約款及びその変更の届出の受理				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(24) 業務条例第47条第2項に規定する市場の卸売業者以外の者からの買入れ販売の許可				○				(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(25) 業務条例第48条の規定による売買の差止め並びにせり直し及び再入札の命令		○						(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(26) 業務条例第49条第3項の規定による衛生上有害な物品の売買の差止め及び撤去の命令				○				(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(27) 業務条例第52条の規定による委託手数料率の届出の受理及び変更の命令				○				(7)	

経済部	地方卸売市場	業務班	(28) 業務条例第53条第4項の規定による買受代金の支払猶予に係る特約の変更等の命令		○						(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(29) 業務条例第60条の規定による市場施設の使用条件の指定、使用の許可及び公共的な目的による使用等の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(30) 業務条例第61条ただし書の規定に規定する市場施設の使用の変更、転貸等の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(31) 業務条例第64条の規定による市場施設の使用の指定及び許可の取消し及び制限、停止、その他の必要な措置の命令	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(32) 業務条例第68条第1項の規定による業務の報告等の要求及び立入検査					○			(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(33) 業務条例第69条の規定による業務若しくは会計に関する改善措置の命令		○						(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(34) 業務条例第70条の規定による是正措置及び業務又は入場の停止の命令並びに許可・承認等の取消し	○							(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(35) 業務条例第71条の規定による卸売業務の代行					○			(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(36) 業務条例施行規則第4条に規定する臨時の休業及び営業の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(37) 業務条例施行規則第5条第1項の規定による販売の時間の変更					○			(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(38) 業務条例施行規則第11条の規定に基づく届出の受理					○			(7)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(39) 業務条例施行規則第11条第1項、第14条、第15条(第26条において準用する場合を含む。)、第17条、第25条、第26条、第29条、第30条、第31条、第36条、第37条、第62条、第65条第1項、並びに第90条の規定に基づく届出、提出及び報告の受理					○			(7)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(40) 業務条例施行規則第20条第2項の規定による売買補助参加の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(41) 業務条例施行規則第28条第2項の規定による売買補助参加の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(42) 業務条例施行規則第59条第1項及び第3項ただし書きに規定する販売原票及びその訂正の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(43) 業務条例施行規則第60条ただし書の規定による売渡票に代わる帳票の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(44) 業務条例施行規則第85条第2項の規定による使用者に負担させる費用の決定					○			(6)	
経済部	地方卸売市場	業務班	(45) 業務条例施行規則第89条の規定による誓約書の受理					○			(7)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(46) 業務条例第62条第1項の規定による市場施設の建築、造作等の承認					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(47) 業務条例第62条第2項の規定による市場施設の原状回復及び費用弁償の命令					○			(6)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(48) 業務条例第63条の規定による期間の指定					○			(5)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(49) 業務条例第63条ただし書の規定に規定する市場施設の現状回復による返還の例外の承認					○			(5)	

経済部	地方卸売市場	施設班	(50) 業務条例第65条の規定による市場施設の補修及び費用弁償の命令		○						(6)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(51) 業務条例施行規則第75条の規定による届出の受理				○				(7)	
経済部	地方卸売市場	施設班	(52) 業務条例施行規則第81条第1項の規定による修繕又は除却の命令				○				(6)	
農政部	農政課	流通支援班	(1) 食品表示法第6条第1項の規定による指示	○							(6)	
農政部	農政課	流通支援班	(2) 食品表示法第6条第5項の規定による措置命令	○							(6)	
農政部	農政課	流通支援班	(3) 食品表示法第7条の規定による公表	○							(6)	
農政部	農政課	流通支援班	(4) 食品表示法第8条第1項の規定による立入検査等		○						(6)	
農政部	農政課	流通支援班	(5) 食品表示法第12条第1項及び第3項の規定による申出の受理及び調査				○				(7)	
農政部	農地活用推進課	農地保全班	(1) 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第8条第4項の規定に基づく農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更協議申出書		○						(5)	

農政部	農地活用推進課	農地保全班	(2) 生産緑地法第8条第2項の規定による行為の許可				○				(5)	
農政部	農地活用推進課	農地活用班	(3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による認定農業者の決定			○					(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	管理班	(1) 千葉地域農林業センター設置管理条例第2条の規定に基づく使用の承認				○				(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	管理班	(2) 千葉地域農林業センター設置管理条例第3条の規定に基づく使用の不承認				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	管理班	(3) 千葉地域農林業センター設置管理条例第4条の規定に基づく使用の制限、承認の取消及び使用停止				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	管理班	(4) 農業者健康増進施設設置管理条例第3条の規定に基づく使用の承認				○				(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	管理班	(5) 農業者健康増進施設設置管理条例第4条の規定に基づく使用の拒否、承認の取消及び使用停止				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(6) 森林法第10条の7の2の規定に基づく所有者の届出の受理				○				(7)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(7) 森林法第10条の8の規定に基づく伐採の届出書の受理				○				(7)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(8) 森林法第10条の8第2項の規定に基づく伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告の受理				○				(7)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(9) 森林法第10条の9第1項及び第3項の規定に基づく伐採の計画の変更命令等				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(10) 森林法第10条の10の規定に基づく施業の勧告				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(11) 森林法第10条の11の規定に基づく施業実施協定の認可				○				(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(12) 森林法第10条の11の8第1項の規定に基づく施業実施協定の認可の取消し				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(13) 森林法第11条第5項及び第12条の規定に基づく森林経営計画の認定及び計画の変更				○				(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(14) 森林法第15条の規定に基づく森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書の受理				○				(7)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(15) 森林法第16条の規定に基づく森林経営計画の認定の取消し				○				(6)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(16) 森林法第17条第2項の規定に基づく包括承継の届出書の受理				○				(7)	
農政部	農政センター農業経営支援課	農林振興班	(17) 森林法第49条第1項の規定に基づく立入調査及び立木竹の伐採の許可				○				(5)	
農政部	農政センター農業経営支援課	担い手育成班	(18) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項及び第14条の5第1項の規定による認定新規就農者の決定			○					(5)	